

広告物等について

けばけばしい色彩や大きすぎる広告物は、良好な景観を損なうこととなります。

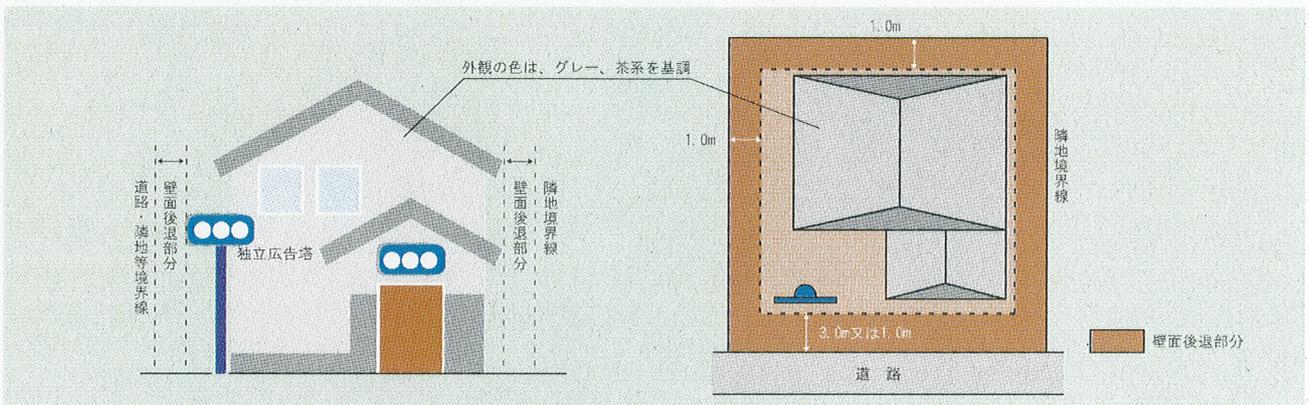
その形や、大きさ、表示位置等について工夫し、周辺の眺望及び景観等と調和し、都市景観形成上支障のないものにしましょう。

この地区において設置できる広告物等は、次の条件を満たさなければなりません。

- 自己の用に供するもの
- 表示面を含め、壁面後退部分に設置しないもの

また、上記の条件に加えて、一般住宅地区及び低層住宅地区においては、一敷地当たりを設置できる広告物等の全体表示面積を以下の通りとしています。

- 一般住宅地区 全体表示面積 5㎡以下
- 低層住宅地区 全体表示面積 1㎡以下



(注) 屋外広告物を設置する際には、これらの規制とは別途に**金沢市屋外広告物等に関する条例**に基づく手続きが必要となる場合があります。詳しくは、**景観政策課 (220-2364)** までお問い合わせ下さい。

垣又はさくの構造の制限

緑豊かな都市景観を形成するため、道路に面する部分について、垣又はさくの構造の制限を行っています。

道路に面して、垣又は柵を設置する場合は、次のいずれかの構造としなければなりません。

- 生け垣
- コンクリートブロック、レンガ又は石積み等を設ける場合は、これらの高さを0.6m以下としなければなりません。
- 植栽又は透過性のあるフェンスとコンクリートブロック、レンガ又は石積み等を組み合わせて設ける場合は、全体の高さを1.8m以下とします。

